

映像制作業務委託契約書

発注企業(以下「甲」という)と株式会社NIC(以下「乙」という)とは、映像制作および制作された映像(以下「本映像」という)の使用に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条(契約の目的)

甲は、本契約に基づき、甲のブランディング・広報・宣伝等を目的とした本映像の制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 本映像の内容は別紙バンパー広告依頼シートに記載するとおりとする。

第2条(本映像の制作、報告等)

甲は、別紙バンパー広告依頼シートに記載する内容を踏まえて、乙との協議に基づき、本映像の内容の詳細を決定するものとし、乙はそれに基づき本映像を制作する。

2 乙は、本映像の制作のために甲から情報や資料等(以下「資料等」という。)の提供を受けることが必要と考える場合、甲に提供を求めることができる。甲は、必要と考えうる資料等を乙に提供する。

第3条(納入)

本映像の納入期限及び納入方法は別紙バンパー広告依頼シートに定めるものとする。

第4条(対価)

甲は乙に対し、本映像の制作及び別紙バンパー広告依頼シートに定める条件および範囲における映像使用の対価(以下「委託費」という)として、別紙バンパー広告依頼シートに定める金額を別紙バンパー広告依頼シートに定める期間までに乙の指定する金融機関口座に振り込み支払うものとする。

振込手数料は甲の負担とする。

第5条(保証、第三者の権利の処理)

甲は、乙に提供した資料が正確であり、かつ、第三者の著作権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害しないものであることを保証する。

2 乙は、本契約に基づく本映像の内容及び甲による別紙バンパー広告依頼シートに定める条件及び範囲における使用にあたり、第三者の著作権、著作者人格権、著作隣接権、実演家人格権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証する。

3 前項の保証にあたり第三者との間で権利処理が必要になる場合には、甲乙は、その手続き及び費用負担について協議するものとする。

4 乙は、自ら及び本映像の制作に関与した者(出演者含む)をして、甲又は甲の指定する者に対して著作者人格権又は実演家人格権を行使せず、行使させないものとする。

5 本映像が本条2項に定める権利を侵害しているという理由により、第三者から苦情、請求、差止めその他の何らかの主張を受けたとき、甲は直ちに乙に連絡をしたうえ、自己の費用と責任をもって紛争を解決するものとし、乙に一切迷惑をかけないものとする。

6 前項の場合において、乙に損害が生じたとき(乙が第三者の請求に応じて損害賠償を行った時を含む。)は、乙は、甲に対し、その損害を請求することができるとともに、本契約の全部または一部を解除することができる。

第6条(権利の帰属等)

本映像及びその制作過程で生じた未編集素材の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は乙に帰属する。

2 乙は、自社のウェブサイトにおいて、自社の制作実績の紹介のために、本映像の全部又は一部を公開することができる。ただし、そのために第三者から許諾を得る必要がある場合は、自己の責任及び費用負担において許諾を得るものとする。

第7条(クレジット)

本映像の使用にあたっては、甲乙が別途合意する方法による著作権表示を行うものとする。

第8条(改変)

甲は、納入した本映像の改変を行うことができるものとし、改変業務を第三者に依頼する場合には、まず乙と協議するものとする。

2 甲乙が改変の具体的な内容、納期、追加委託費額等について協議した結果、乙が改変業務を受託しない場合は、甲は当該業務を第三者に委託できるものとする。この場合、乙は甲による当該第三者への委託に協力するものとする。

第9条(原版の保管)

乙は、本映像の原版を、原則として、映像納入後1年間、責任を持って保管するものとする。保管期間を経過した後の原版の保管については乙の責任を持って、処分することとする。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を所持する。

年 月 日

(甲)

年 月 日

(乙)